

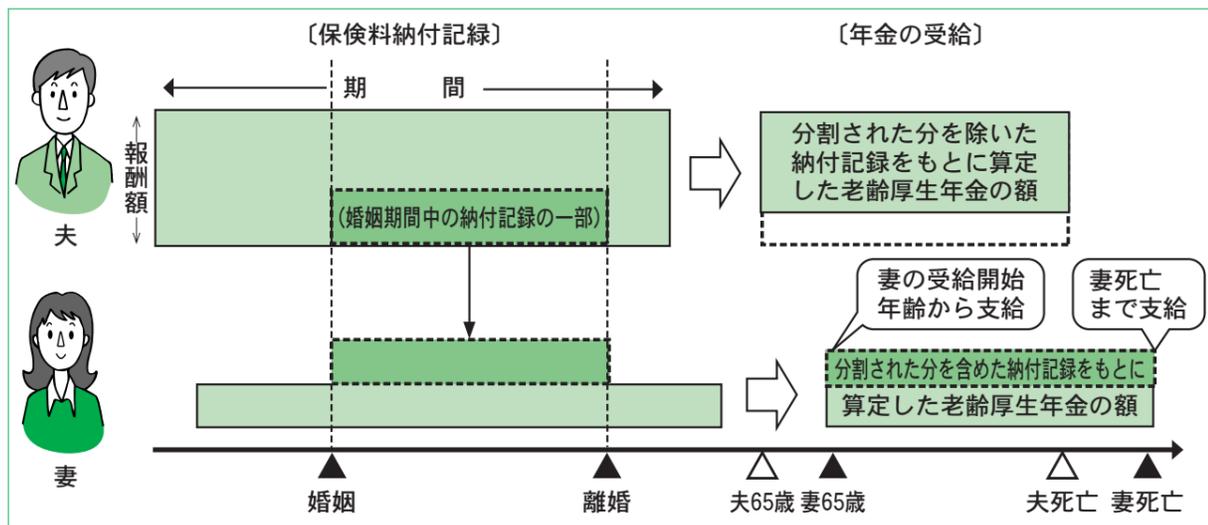
賢く みんなの年金学

基本的な仕組み

対象…平成19年4月1日以後に成立した離婚で、離婚の当事者。また、婚姻の取り消し・事実婚の解消も対象になります。ただし、事実婚の解消の場合は一方が被扶養配偶者として国民年金第3号被保険者となっている期間が対象です。

請求…離婚当事者は協議により按分割合(※)について合意した上で、社会保険事務所に請求することができます(添付書類として合意に関する公正証書などが必要)。なお、離婚当事者間で合意がまとまらない場合は、離婚当事者の一方の求めにより、裁判手続きで按分割合を定めることもできます。分割請求は、原則、離婚をした時から2年を経過するまでの間にしなければなりません。

※按分割合とは婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録の夫婦の合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいいます。按分割合の上限は50%です。下限は分割を受ける側の分割前の持ち分に当たる割合となります。



分割の効果

分割を受けた離婚当事者は、自身の受給資格要件に応じて、増えた保険料納付記録に応じた厚生年金を受給することができます。ただし、分割の効果は厚生年金の報酬比例部分に限られます(厚生年金基金代行部分も含む)。

- ・分割を受けても、自身が老齢に達するまでは老齢厚生年金は受給できません。
- ・分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の年金受給に影響しません。
- ・原則として、分割された保険料記録は厚生年金の額計算の基礎となりますが、受給資格要件には算入されません。

当事者への情報提供

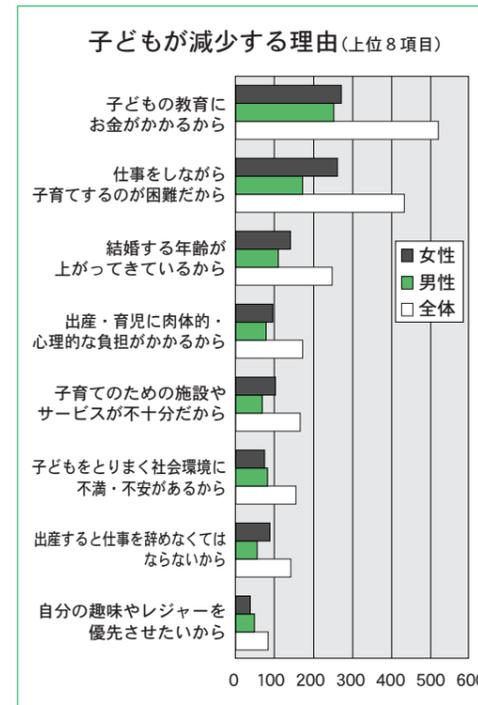
あらかじめ按分割合を決めるために必要な情報を把握しておきたい離婚当事者は、社会保険庁に必要な情報の提供を請求することができます(平成18年10月から開始)。

問合せ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 096-367-2500

4月から離婚時の厚生年金の分割制度が始まります

近年、中高齢者などの離婚件数が増加していますが、離婚後の夫婦双方の年金受給額に大きな開きがあることがこれまで問題とされてきました。

そこで平成16年の年金制度改正で、離婚時の厚生年金分割制度が導入されます。これにより婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録(夫婦の合計)を夫婦間で分割することが認められます。また平成20年4月からは、離婚時の第3号被保険者期間での厚生年金の分割制度も導入されます。



小川町商店街の風の館・塩屋では3月10日まで、「椿まつり」の一環として「おひなさん展」が開催されています。明治・大正・昭和と小川の移り変わりを知るおひなさんを眺めていると、娘の幸せを願う親心に心温まる思いがします。

宇城市男女共同参画市民意識調査から老若男女約800人の回答を見ると、子どもが減少するのは「子どもの教育にお金がかかるから」「仕事をしながら子育てするのが困難だから」という理由が多く挙げられています。家庭経済や職場環境・慣行など、女性だけが頑張ることで解決しない課題が少子化問題の前に立ちまわっているよう

これらの女性の権利を守りつつ子育て環境を整えるため、宇城市ではさまざまな施策に取り組んでいます。(例:市内事業所への男女共同参画啓発、「母子手帳」・「父子手帳」交付、妊産婦や乳幼児の健康相談・健診、乳幼児医療費助成制度 など) 子どもは宇城市の未来を支える「宝物」です。この宝物が生まれ育つ社会について、みんなで知り・考え・より良く変えていくことが大切です。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」って何? 1994年カイロの国際人口・開発会議では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が議論されました。これは「いつ・何人子どもを産むか・産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど」は女性の人権であるという考え方です。

宇城市の未来の「宝物」



vol.28

男女共生係 ☎ 32-1111 (内線245) FAX 32-0110



みんな学ぼう ぴんけん

生涯学習課 人権教育係 ☎ 33-1240 (内線332)

ハンセン病

最近、新聞やテレビで、熊本県出身の中山節夫監督が熊本でハンセン病を題材にした「新・あつい壁」の撮影を行っていることが報道されています。

ハンセン病とは細菌感染症です。しかしこの病気そのもので死に至ることはありませんし、感染力・発病力とも極めて弱く、一般の人が感染することを恐れる必要はまったくありません。そのことは90年以上にわたる患者隔離政策において、療養所の職員からは一人の感染者も出ていないということからもうかがえます。

1930年代に国はハンセン病患者を根こそぎ強制収容し、行動・居住の自由、職業選択・学問・結婚の自由などあらゆる社会参加の機会を奪いました。

これらの強制収容などは、患者本人や家族にまったく配慮しない見せしめ的な形で行われ、周囲の人々に恐怖心を植え付け、ハンセン病患者およびその家族への差別を決定的にしました。その結果、多くの患者は、家族に対する差別への配慮から、自らの出所や存在をひた隠しにするようになりました。

現在、患者の多くは70歳を超え、ハンセン病自体は治癒していますが、戦前・戦中の過酷な処遇により後遺症を抱えながら、故郷へ帰ることも、親族と交わることも実現せずに療養所に暮らしています。

その後遺症のために、さまざまな偏見や差別を受けています。まず私たち一人ひとりが正しい認識をすることがこの差別をなくすことだと思います。